別表一の二(一)
「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書ー普通法人(特定の医療法人を除く。)の分……平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

1 連結親法人のうち期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であって、次の①から③までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人に該当する場合又は当該法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人に該当する場合には、この表の上段の「非中小法人」を○で囲みます。
①資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人 ②法人税法第4条の7に規定する受託法人(2において「受託法人」といいます。) ③相互会社

2 「30」から「32」までの各欄は、連結親法人のうち、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(1に該当する非中小法人、受託法人及び相互会社を除きます。)に該当する場合に記載します。

署受付印 税務	平成 年 月 日 税務署長殿	所管 / 業種目 / 概況書 / 要否 / 別表等	※税務署処理欄
納税地	電話( ) ―	連結親法人整理番号	連結申告 / 一連番号 / 連結グループ整理番号 / 連結事業年度(至) 年 月 日
(フリガナ) 連結親法人名		期末現在の資本金の額又は出資金の額 円 / 非中小法人	売上金額 兆 十億 百万
(フリガナ) 代表者自署押印	印	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの / 同非区分 / 特定同族会社 / 同族会社 / 非同族会社	申告年月日 年 月 日
代表者住所		経理責任者自署押印 / 旧納税地及び旧法人名等	申告区分 / 庁指定 / 局指定 / 指導等 / 区分
		添付書類	通信日付印 / 確認印 / 省略 / 年度処理事業 / 年 月 日
		貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	年 月 日 / 年 月 日

平成 年 月 日

連結事業年度分の 申告書

平成 年 月 日

(連結中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日 平成 年 月 日)

翌年以降送付要否	要 ○	否 ○	
適用額明細書提出の有無	有 ○	無 ○	
税理士法第30条の書面提出有 ○	税理士法第33条の2の書面提出有 ○		

連結所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「56の①」)	1		この申告による還付金	所得税額等の還付金額(45)	16
法人税額(36)又は(37)	2			連結中間納付額(14)−(13)	17
法人税額の特別控除額	3			連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18 外
差引法人税額	4			計	外
連結納税等法人税					
土地譲渡利益金					
連結留保金					
法(4)					
仮装経理の更正					0 0
控除税額((10)−(11))と(43)のうち少ない金額	12			(別表七の二「3の計」又は「16」)	26
差引連結所得に対する法人税額(10)−(11)−(12)	13	0 0		翌期へ繰り越す連結欠損金(別表七の二「5の合計」)	27
連結中間申告分の法人税額	14	0 0		修正申告の場合 / 連結欠損金の当期控除額	28
差引確定法人税額(13)−(14) (連結中間申告の場合はその税額とし、マイナス	15	0 0		翌期へ繰り越す連結欠損金	29
法人税額の計算 連結親法人の場合 (1)の金額又は800万円×12/月数 相当額のうち少ない金額	30	0 0 0		(30)の15%相当額	34
連結親法人の場合 (1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)−(30)	31	0 0 0		(31)の25.5%相当額	35
連結親法人の場合 連結所得金額(30)+(31)	32	0 0 0		法人税額(34)+(35)	36
その他の場合 連結所得金額(1)	33	0 0 0		法人税額((33)の25.5%相当額)	37
税額の内訳 土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	38	0	税額の内訳 土地譲渡	土地譲渡税額(別表三(三)「23」)	40 0 0
同上(別表三(二の二)「28」)	39	0			
控除税額の計算 所得税の額(別表六の二(一)「6の③」)	41		還付を受けようとする金融機関等	銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所 預金	郵便局名等
外国税額(別表六の二(二)「12」)	42			口座番号 / ゆうちょ銀行の貯金記号番号 ―	
計(41)+(42)	43			※税務署処理欄	
控除した金額(12)	44				
控除しきれなかった金額(43)−(44)	45				

法 0301-0101-02

「30」欄

中小企業者等である連結法人の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の8第1項第1号」

② 「区分番号」欄:「10369」

③ 「適用額」欄:当該別表一の二(一)「30」欄の金額(円単位)

(注) 1 **適用額は、年800万円が上限となります。**

2 **当該別表一の二(一)「1」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。**

税理士署名押印	印